

龍ヶ崎市の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

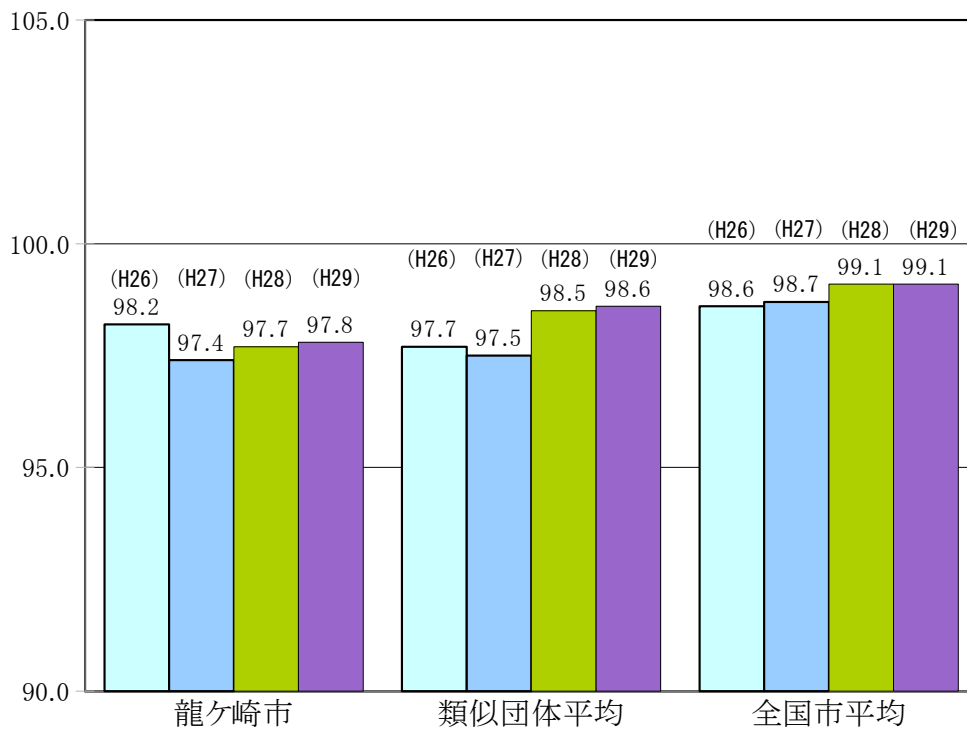
区分	住民基本台帳人口 (28年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 27年度の人件費率
平成 28年度	人 78,115	千円 25,438,038	千円 922,341	千円 4,127,061	% 16.2	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				(参考)一人当たり 給与費 B/A	(参考)一般市Ⅱ-3平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
平成 28年度	人 403	千円 1,600,608	千円 371,717	千円 680,800	千円 2,653,125	千円 6,583	千円 6,193

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。
 2 職員数は、平成28年4月1日現在の人数である。
 3 給与費については、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））の給与費が含まれており、職員数には当該職員を含んでいない。
 4 一般市Ⅱ-3とは、龍ヶ崎市に類似する団体の区分である。

(3) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。
 2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し [**実施** 未実施]

○実施内容(平均引下げ率、実施(実施予定)時期、経過措置の有無等具体的な内容)

(給料表の改定実施時期)

平成27年4月1日

(内容)

- ・一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均2%引下げ。
- ・1級の全号給及び2級の低位号給については、引下げなし。
- ・3級以上の級の高位号給は50歳台後半層における官民の給与差を考慮して最大4%程度引下げ。
- ・40歳台や50歳台前半層の勤務成績に応じた昇給機会の確保の観点から4級・5級及び6級に号給を増設。
- ・激変緩和のため、3年間(平成30年3月31日まで)の経過措置(現給保障)を実施。
- ・他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

②地域手当の見直し

○実施内容(国基準における場合の支給割合及び龍ヶ崎市の支給割合)

(支給割合)

国基準10%に対し、龍ヶ崎市においては8%を支給。

(実施時期)

平成27年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、平成27年4月1日時点は5%、給与改定後は平成27年4月に遡及し7%、平成28年4月1日時点は7%、平成29年4月1日時点は8%を支給。

(参考)

	平成26年度の支給割合	平成27年度の支給割合		平成28年度の支給割合	平成29年度の支給割合
		4月1日時点	遡及改定後		
国基準による支給割合	3%	5%	7%	10%	10%
龍ヶ崎市の支給割合	3%	5%	7%	7%	8%

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務勤務手当及び単身赴任手当について、国と同様に見直しを実施(平成27年4月1日実施)

(5) 特記事項

給与抑制措置として、管理職手当を5%減額して支給。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(平成29年4月1日現在)

①一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
龍ヶ崎市	44.0 歳	334,500 円	424,225 円	391,691 円
茨城県	42.7 歳	332,982 円	417,059 円	376,646 円
国	43.6 歳	330,531 円	— 円	410,719 円
類似団体	41.4 歳	311,581 円	391,382 円	356,601 円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考 A/B
	平均 年齢	職員 数	平均給料 月額	平均給与 月額(A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年齢	平均給与 月額(B)	
龍ヶ崎市	49.0歳	40人	345,800円	398,540円	387,933円	—	—	—	—
うち清掃職員	48.7歳	3人	347,400円	397,533円	392,100円	廃棄物処理業 従業員	45.7歳	293,000円	1.36
うち用務員	54.9歳	11人	362,000円	404,290円	398,727円	用務員	55.1歳	207,300円	1.95
うち自動車 運転手	45.4歳	22人	334,800円	393,190円	379,373円	自家用乗用 自動車運転者	61.歳	212,300円	1.85
茨城県	49.2歳	242人	320,291円	382,781円	358,186円	—	—	—	—
国	50.6歳	2,722人	286,833円	—	328,360円	—	—	—	—
類似団体	50.3歳	26人	325,366円	377,924円	358,180円	—	—	—	—

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
龍ヶ崎市	—	—	—
うち清掃職員	6,481,800円	4,023,000円	1.61
うち用務員	6,669,924円	2,818,600円	2.37
うち自動車 運転手	6,225,576円	2,767,100円	2.25

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している。(平成26～28年の3か年平均)

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を1.2倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成29年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		龍ヶ崎市	茨城県	国
一般行政職	大学卒	184,800円	184,800円	178,200円
	高校卒	150,500円	150,500円	146,100円
技能労務職	高校卒	148,200円	148,200円	—

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成29年4月1日現在)

区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大学卒	258,800円	340,500円	381,800円	391,200円
	高校卒	—円	—円	358,400円	—円
技能労務職	高校卒	—円	—円	—円	353,000円

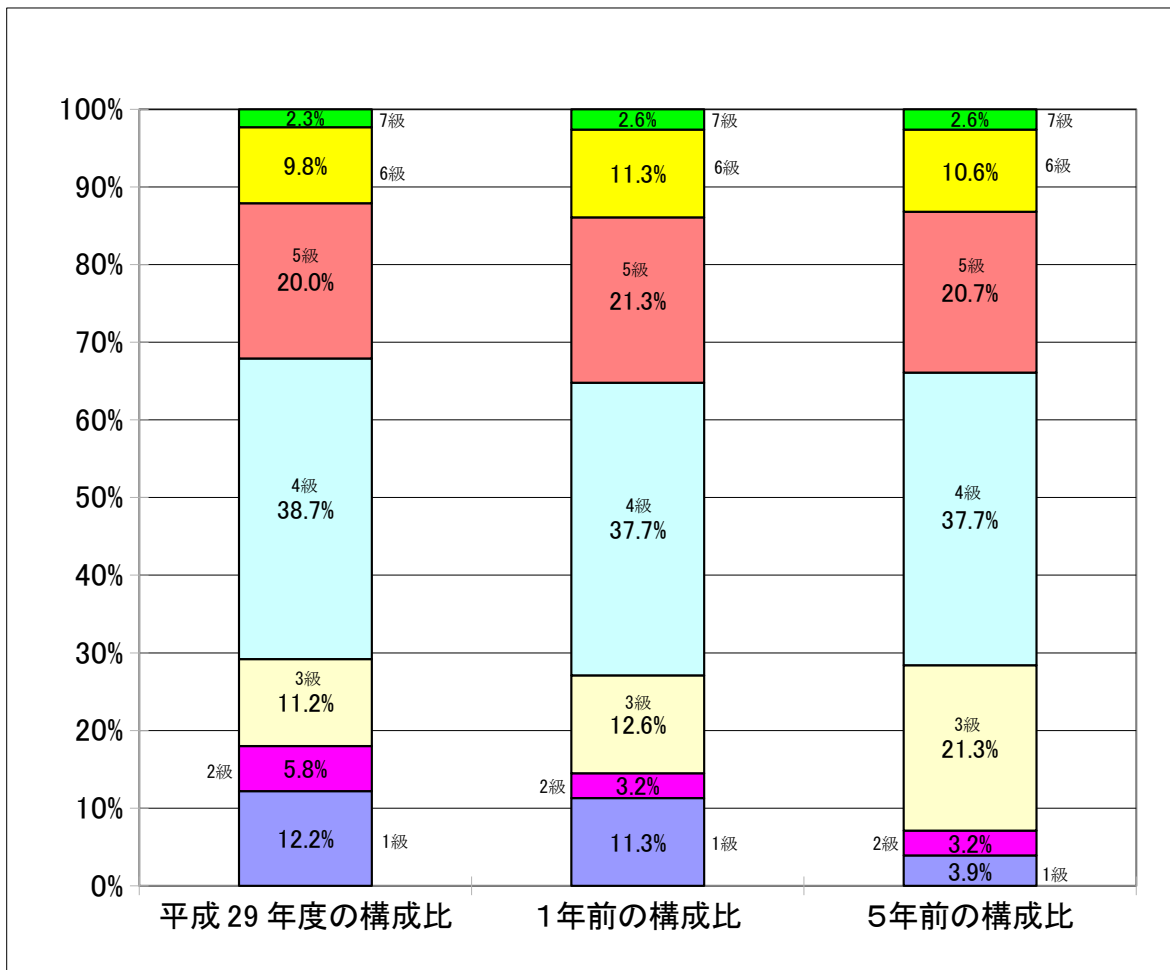
(注) 「—」表示については、該当者がいない階層です。

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（平成29年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
7級	部長、議会議務局長、市長公室長	9人	2.3%	361,800円	444,100円
6級	危機管理監、会計管理者、参事、課長	39人	9.8%	317,700円	409,400円
5級	副参事、課長補佐	80人	20.0%	287,100円	392,200円
4級	主査、係長、副主査	155人	38.7%	261,100円	383,400円
3級	主幹	45人	11.2%	227,900円	349,200円
2級	副主幹	23人	5.8%	191,700円	303,400円
1級	主事、主事補	49人	12.2%	141,600円	246,600円

- (注) 1 龍ヶ崎市の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 昇給への人事評価の活用状況（龍ヶ崎市）

平成29年4月2日から平成30年4月1日までににおける運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している昇給区分	○	○	○	○
上位、標準、下位の区分	○	○	○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

龍ヶ崎市	茨城県	国
1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,681 千円	1人当たり平均支給額(平成28年度) 1,798 千円	—
(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分	(平成28年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 (1.45)月分 勤勉手当 1.70 月分 (0.80)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算5～20% ・管理職加算10～25%

(注) ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

【参考】 勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（龍ヶ崎市）

平成29年度中における運用	管理職員		一般職員	
	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率	昇給可能な成績率	昇給実績がある成績率
イ 人事評価を活用している	○	○	○	○
活用している成績率	○	○	○	○
上位、標準、下位の成績率	○	○	○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（平成29年4月1日現在）

龍ヶ崎市			国		
(支給率)	自己都合	勸奨・定年	(支給率)	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分	勤続20年	20.445 月分	25.55625 月分
勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分	勤続25年	29.145 月分	34.5825 月分
勤続35年	41.325 月分	49.59 月分	勤続35年	41.325 月分	49.59 月分
最高限度額	49.59 月分	49.59 月分	最高限度額	49.59 月分	49.59 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
定年前早期退職特例措置(2%～20%加算)			定年前早期退職特例措置(2%～45%加算)		
1人当たり平均支給額	18,729 千円				

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成28年度に退職した職員（17名）に支給された平均額である。

ただし、特別職及び派遣職員を除く。

(3) 地域手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		131,189 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		302,279 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	国の制度(支給率)
龍ヶ崎市	8 %	434 人	10 %

(4) 特殊勤務手当 (平成29年4月1日現在)

支給実績(平成28年度決算)		359 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)		7,329 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(平成28年度)		11.3 %		
手当の種類(手当数)		4		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 平成28年度決算	左記職員に対する支給単価
感染症防疫作業手当	健康増進課職員	感染症の防疫作業に従事	0千円	日額300円
社会福祉業務手当	社会福祉課, こども課, 健康増進課職員	各法令に基づく諸調査・指導等の業務に従事	249千円	日額300円
動物死体処理事業手当	環境対策課職員	動物の死体処理事業に従事	92千円	日額300円
行旅死亡人等取扱い業務手当	社会福祉課, 高齢福祉課職員	行旅病人の救護作業に従事	0千円	日額600円
		行旅死亡人、変死人の収容作業に従事	18千円	日額3,000円

(5) 時間外勤務手当

支給実績(平成28年度決算)	91,286 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成28年度決算)	290 千円
支給実績(平成27年度決算)	82,648 千円
職員1人当たり平均支給年額(平成27年度決算)	262 千円

(6) その他の手当 (平成29年4月1日現在)

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (平成28年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (平成28年度決算)
扶養手当	配偶者 10,000円 子 8,000円 父母等 6,500円 16歳から22歳までの子 1人につき5,000円加算 など	同じ		52,892 千円	227,983 円
住居手当	借家の場合 家賃12,000円を超える 場合に限り、27,000円 を限度に支給	同じ		15,050 千円	307,163 円
通勤手当	交通機関利用の場合 月額最高55,000円 自動車等使用の場合 片道2km以上で 使用距離に応じて支給 距離による加算	異なる	距離による加算	29,084 千円	81,699 円
管理職手当	部長:75,000円 課長:53,000円 課長補佐:33,000円 など ※上記の額の5%を減額 して支給	異なる	支給額	57,097 千円	479,815 円
休日勤務手当	給料×135/100	同じ		※時間外勤務手当に含む	
災害派遣手当	30日以内の公用施設利 用で日額3,970円など			0 千円	0 円
宿日直手当	日額4,500円(勤務5時間 未满是半額)	異なる	日額4,200円	1,098 千円	4,500 円
管理職員特別勤務手当	部長10,000円, 課長 9,000円, 課長補佐8,000 円など			1,227 千円	23,151 円
単身赴任手当	月額26,000円 (距離に応じて6,000円か ら58,000円加算)	同じ		552 千円	552,000 円

5 特別職の報酬等の状況（平成29年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	市長	834,000 円 (927,000) 円	(参考)類似団体における最高/最低額 1,061,000 円/ 465,000 円	
	副市長	701,000 円 (746,000) 円	885,000 円/ 602,300 円	
報酬	議長	469,000 円	990,000 円/ 357,000 円	
	副議長	423,000 円	653,000 円/ 294,000 円	
	議員	398,000 円	591,000 円/ 266,000 円	
期末手当	市長	(平成28年度支給割合)		
	副市長	3.10	月分	
	議長	(平成28年度支給割合)		
	副議長	3.10	月分	
	議員			
退職手当	市長	(算定方式) 給料月額×22.0	(1期の手当額) 18,348千円	(支給時期) 在任期間毎
	副市長	給料月額×12.4	8,692千円	在任期間毎
	備考			

(注) 1 給料の（ ）内は、減額措置を行う前の金額である。

- 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

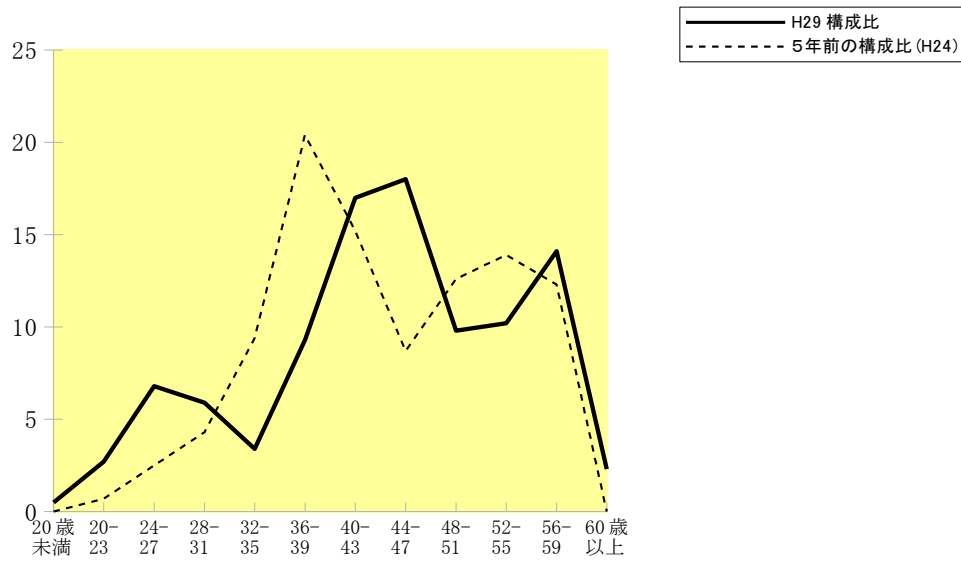
(各年4月1日現在)

区 分 部 門		職 員 数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成28年	平成29年		
普通会計部門	議会	6	5	▲ 1	業務改善
	総務	132	136	4	業務充実
	税務	31	29	▲ 2	業務改善
	民生	68	68	0	
	衛生	35	35	0	
	労働	1	1	0	
	農林水産	10	10	0	
	商工	10	10	0	
	土木	50	56	6	業務充実
	計	343	350	7	<参考> 人口1万人当たり職員数 44.81 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 48.84 人)
教育部門	51	50	▲ 1	業務改善	
消防部門	0	0	0		
小 計	394	400	6	<参考> 人口1万人当たり職員数 51.21 人 (類似団体の人口1万人当たり職員数 62.78 人)	
公営企業等会計部門	下水道	8	8	0	
	その他	32	32	0	
	小 計	40	40	0	
合 計	434 [617]	440 [617]	6 [0]	<参考> 人口1万人当たり職員数 56.33 人	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（平成29年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	2人	12人	30人	26人	15人	41人	75人	79人	43人	45人	62人	10人	440人

(3) 職員数の推移

(単位:人・%)

部門別 \ 年度	24年	25年	26年	27年	28年	29年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	331	326	336	344	343	350	19(5.74%)
教育	79	75	60	54	51	50	▲29(▲36.71%)
普通会計	410	401	396	398	394	400	▲10(▲2.44%)
公営企業等会計	36	36	34	37	40	40	4(11.11%)
総合計	446	437	430	435	434	440	▲6(▲1.35%)

- (注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。
 2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。